

## 平成26年第4回見附市教育委員会臨時会会議録

○招集日時 平成26年7月23日(水) 13時30分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第38号 専決処分について(見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱の制定について)

議第39号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第40号 平成27年度使用の教科用図書の採択について

○出席委員(5名)

委員長	小林 弘武 君
委員	南雲 京子 君
委員	武田 一夫 君
委員	小倉 美砂子 君
委員・教育長	神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長	星野 隆 君
学校教育課長	松井 謙太 君
こども課長	土田 浩司 君
まちづくり課長	森澤 亜土 君
教育総務課長補佐	早川 洋介 君
学校教育課長補佐	神林 俊之 君

こども課長補佐 岡田 恵子 君

教育総務課主事 大塚 裕美 君

13時30分開会

委員長

只今より、平成26年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人でございます。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項 報告1. わくわく体験塾について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

夏季休業中を利用し、学校間の枠を超えた異年齢交流活動をとおして、互いに協力し相手を思いやる心を育てるとともに、わくわく・ドキドキする感動体験を得ることで、児童生徒の健全育成を図ることを目的に、市民、学校、行政が様々な講座・教室を実施するものであります。

平成17年度から実施し、今年で10年目となりました。平成26年度は、総開設数134講座、うち市民による開設が49講座、参加者数3,150人と、いずれも過去最多となる見込みです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

講座終了後には、参加者からの感想の取りまとめなどを行いますか。

学校教育課長

講座数が多く内容が多種多様なので、一律でのアンケート調査などは行ってきませんでした。

今後、講座開設者と協議したり、調査対象児童を抽出したりするなど、事後評価の方法を工夫していく必要があると考えます。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

委員長

日程第3 議第38号 専決処分について（見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱について）、議第39号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

議第38号 見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱について専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

改正の理由ですが、まず、この要綱は、予防接種法に規定します定期接種以外のものであっても、感染症予防の観点から必要と判断される予防接種について市の行政措置として実施するものについて規定するものです。

今回、予防接種法が改正され、接種間隔の上限が撤廃されたことに伴い、これ

まで市の行政措置の対象としてきたものが、定期の予防接種に位置づけられたことから、見附市行政措置予防接種実施要綱の記述のなかで不要となる部分を削除するのが主なものであります。

接種費用の負担を規定している第3条で三種混合ワクチン等不要となる記述を削り、今後対象となる日本脳炎第1期追加接種のみに改めました。

附則におきまして公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

つづきまして、議第39号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

改正の理由は、子どもの医療費助成事業につきまして、本年9月から通院医療費の助成対象年齢を「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大するための改正であります。

助成対象期間を規定する第6条第1号で「満9歳」を「満15歳」に改めるものであります。

附則におきまして、平成26年9月1日から施行するものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本2案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本2案は原案のとおり承認することに決

定いたしました。

委員長

次に 議第40号 平成27年度使用の教科用図書の採択について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議題40号 平成27年度使用教科用図書の採択について説明します。

7月15日に開催された「三市南蒲地区教科用図書採択協議会」において協議され、採択すべき平成27年度使用教科用図書について決定しましたので、採択することに承認願います。

尚、特別支援学校では、小学校、中学校、高等学校と同じ教科書のほか、子どもの障害の状態に合わせて作成された教科書や絵本などを使っています。特別支援学校用に文部科学省が作成している教科書には、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書があります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成26年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

武田 一夫